

## 第5章 不当労働行為事件の審査等

### 1 不当労働行為事件の審査

#### (1) 概 要

令和7年の不当労働行為事件の審査状況をみると、係属事件は前年繰越の3件と、1月に新規申立てが1件あり、年間の係属件数は4件となった。

終結件数は3件で、一部救済が1件、和解が2件であった。

#### ア 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが3件、新規申立てが1件の計4件、終結件数は3件で、次年への繰越しは1件となった。（表1）

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計		
3		3	2	5	2	3
4		3	-	3	2	1
5		1	3	4	1	3
6		3	2	5	2	3
7		3	1	4	3	1
	計	13	8	21	10	11
	平均	2.6	1.6	4.2	2.0	2.2

#### イ 新規申立状況

##### (7) 月別状況

新規申立事件を月別にみると、1月に1件の申立てがあった。（表2）

表2 月別申立件数

(単位：件)

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3
6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2
7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	計	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	1	8
	平均	0.2	-	0.2	0.2	-	0.2	0.2	-	0.2	-	0.2	0.2	1.6

(イ) 申立人別状況

新規申立事件を申立人別にみると、申立てがあった1件は組合申立てであった。(表3)

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	組 合	個 人	組合・個人	計
3	2	-	-	2
4	-	-	-	-
5	2	-	1	3
6	2	-	-	2
7	1	-	-	1
計	7	-	1	8
平 均	1.4	-	0.2	1.6

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

新規申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、申立てがあった1件は2号に関する事件であった。(表4)

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	3
6	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計	1	1	1	-	-	4	-	1	-	-	8
平 均	0.2	0.2	0.2	-	-	0.8	-	0.2	-	-	1.6

(イ) 産業別状況

新規申立事件を産業別にみると、申立てがあった1件は教育、学習支援業に関する事件であった。(表5)

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	製造業	運輸業、郵便業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	サービス業(他に分類されないもの)	計
3	-	1	-	-	1	2
4	-	-	-	-	-	-
5	-	1	1	1	-	3
6	1	1	-	-	-	2
7	-	-	-	1	-	1
計	1	3	1	2	1	8
平 均	0.2	0.6	0.2	0.4	0.2	1.6

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(カ) 企業規模別状況

新規申立事件を企業別規模にみると、申立てがあった1件は従業員500～999人の企業に関する事件であった。(表6)

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	3	1	-	-	-	1
4	-	-	-	-	-	-
5	-	2	-	-	1	3
6	1	-	-	1	-	2
7	-	-	-	1	-	1
計	2	2	-	2	2	8
平均	0.4	0.4	-	0.4	0.4	1.6

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した4件のうち終結したものは3件で、関与和解によるものが2件、一部救済によるものが1件であった。(表7)

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関 与 和解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	
3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
4	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
5	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
6	-	-	1	1	-	-	1	-	1	2
7	-	-	2	2	-	1	-	-	1	3
計	-	-	5	5	-	3	2	-	5	10
平均	-	-	1.0	1.0	-	0.6	0.4	-	1.0	2.0

(イ) 終結率

終結率は75.0%で、最近5年間で最も高くなった。(表8)

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命 令・決 定
3	40.0	-	50.0	50.0
4	66.7	-	50.0	50.0
5	25.0	-	-	100.0
6	40.0	-	50.0	50.0
7	75.0	-	66.7	33.3
平均	47.6	-	50.0	50.0

(注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100……表1及び表7参照

2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は464日で、前年に比べ152日増加した。これは、終結した3件中1件が、和解協議に時日を要したため、処理日数が709日となったことによるものである。(表9)

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解					命 令・決 定					総平均 処 理 日 数		
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上		366 日 以 上	731 日 以 上
3	233	-	-	1	-	-	665	-	-	-	1	-	449
4	338	-	-	1	-	-	526	-	-	-	1	-	432
5	-	-	-	-	-	-	920	-	-	-	-	1	920
6	217	-	-	1	-	-	407	-	-	-	1	-	312
7	341	-	-	1	1	-	709	-	-	-	1	-	464
計		-	-	4	1	-		-	-	-	4	1	
平均	294.0	-	-	0.8	0.2	-	645.4	-	-	-	0.8	0.2	469.7

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	事件番号	審査段階					結 審 翌 日	命 令 書 交 付 日	総 処 理 日 数	
		申 立 日	第 1 回 調 査 前 日	第 1 回 調 査 日	最 終 調 査 日	最 終 調 査 翌 日				第 1 回 審 問 前 日
3	元-2	71		332(5)		78		66(2)	118	665
4	2-2	79		148(4)		66		92(3)	141	526
5	3-1	64		616(8)		140		1(1)	99	920
6	5-1	79		119(3)		49		77(2)	83	407
3~6年平均		73.3		303.8(5.0)		83.3		59.0(2.0)	110.3	629.5
7	5-2	91		386(5)		56		71(2)	105	709
7年平均		91.0		386.0(5.0)		56.0		71.0(2.0)	105.0	709.0
3~7年平均		76.8		320.2(5.0)		77.8		61.4(2.0)	109.2	645.4

- (注) 1 ( ) 内数字は、調査又は審問の回数である。  
 2 事件番号欄の配列は、命令・決定を交付した順である。  
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

### (イ) 不服の状況

令和7年に交付された命令1件（一部救済）に対して、使用者側から再審査申立てがあった。（表11）

表11 命令に対する不服状況

（単位：件）

区分 年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
3	1	-	-	-	1	-
4	1	-	-	1	-	1
5	1	1	-	-	-	-
6	1	-	-	-	-	-
7	1	-	-	-	1	-
計	5	1	-	1	2	1

### エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年を上回った。（表12）

表12 調査・審問等実施回数

（単位：回）

区分 年	調査	審問	合議	和解	計
3	12	2	5	19	38
4	5	1	5	12	23
5	6	2	4	7	19
6	6	2	2	10	20
7	8	5	3	15	31
平均	7.4	2.4	3.8	12.6	26.2

### オ 実効確保の措置勧告の申立状況

令和7年中に審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはなかった。

### カ 物件提出命令の申立状況

令和7年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

### キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある（年別の件数の内訳は後掲表13を参照）。

最近10年間の終結事件22件の内訳は、図2の下表のとおりであり、取下げ・和解が11件で、終結事件全体の50.0%を占め（その内訳は、無関与和解1件、関与和解10件）、命令・決定は11件で、全体の50.0%を占めており（その内訳は、全部救済2件、一部救済5件、棄却4件）、命令・決定の占める割合が、図2の上表の昭和24年から令和7年までの終結件数における割合（32.5%）に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

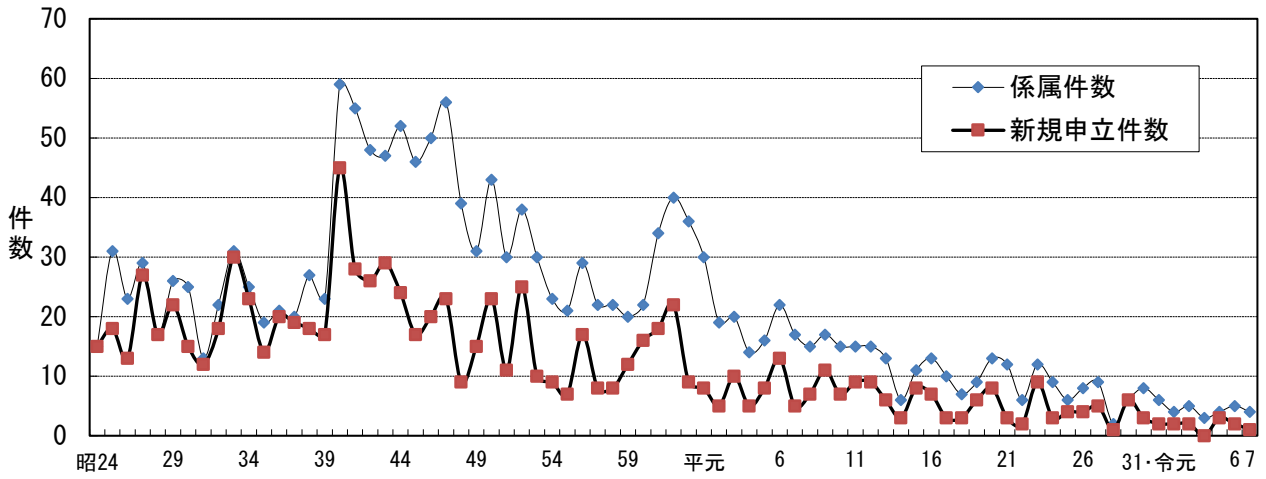


図1の2 取下げ・和解及び命令・決定件数の推移

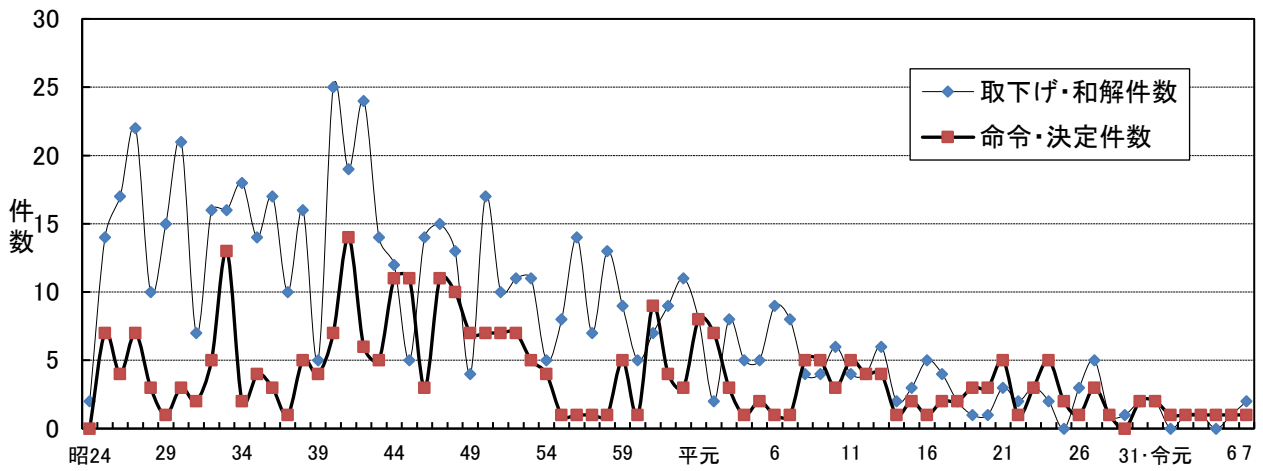
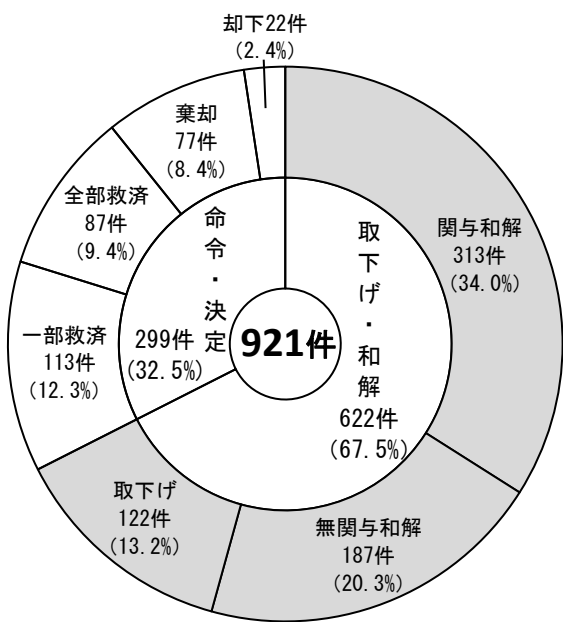
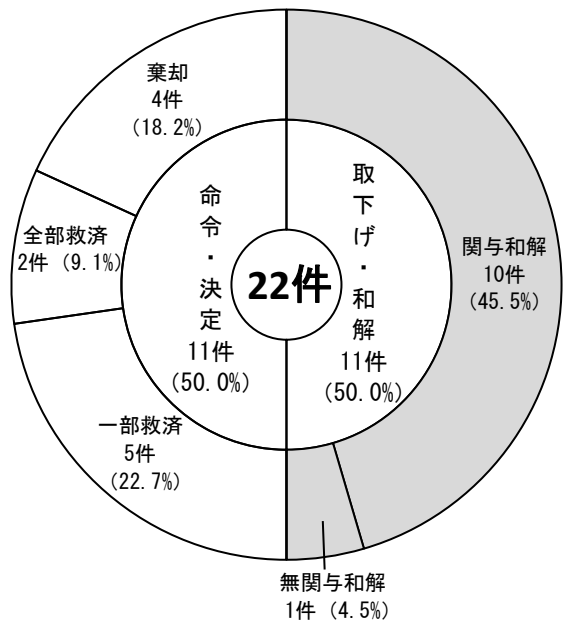


図2 終結状況 (昭和24年～令和7年)



平成28年～令和7年の10年間の再掲



(注) 内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。

表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数											次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計		
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計			
24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13	
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10	
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2	
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-	
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4	
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10	
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1	
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4	
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1	
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2	
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5	
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1	
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1	
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9	
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6	
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14	
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27	
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22	
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	0	18	
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28	
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29	
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30	
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33	
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30	
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16	
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20	
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19	
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13	
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20	
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14	
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14	
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12	
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14	
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14	
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8	
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6	
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16	
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18	
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27	
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22	

区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数											次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計		
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計			
元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14	
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10	
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9	
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8	
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9	
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12	
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8	
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6	
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8	
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6	
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6	
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7	
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3	
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3	
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6	
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7	
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4	
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3	
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5	
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9	
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4	
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3	
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6	
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2	
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4	
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4	
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1	
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-	
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5	
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4	
31・元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2	
2	2	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3	
3	3	2	5	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	3	
4	3	-	3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	1	
5	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	
6	3	2	5	-	-	1	1	-	-	1	-	1	2	3	
7	3	1	4	-	-	2	2	-	1	-	-	1	3	1	
計		922		122	187	313(1)	622(1)	87(4)	113	77	22	299(4)	921(5)		

(注) ( )内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

令和7年1月から12月までに終結した事件は3件で、うち2件は審査の目標である1年6箇月以内の終結を達成したが、1件は未達成であった。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事件番号 (労組法7条該当号)	申立人別 (組合員数)	被申立人別 (従業員数) 業種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審査委員 労側参与委員 使側参与委員	備考	終結事件の 目標達成の状況	
								申立人 申請	被申立人 申請				達成の 状況	未達成の理由
1	5-2 (1・3号)	組合 (13)	民間 (69) 教育、学習支援業	1 職務給の支払 2 希望する組合員 への高齢者講習指 導員資格取得機会 の付与 3 職員室掲示書面 の掲示中止 4 文書の掲示	5. 7. 12 7. 6. 19	一部救済	調査 5 審問 2	2	0	709	青木 (藤井) 穂山 上田		未達成	和解協議に時日を 要したため
2	6-1 (3号)	組合 (2)	民間 (45) 製造業	1 組合事務所の明 渡請求の停止 2 文書の手交及び 掲示	6. 9. 3 7. 6. 19	関与和解	調査 3 審問 2	1	2	290	村中 林 (松本) 塩尻	実効確保の措 置勧告の申立 て(6.10. 3) 勧告(6.12.25)	達成	-
3	6-2 (1・3号)	組合 (648)	民間 (779) 道路旅客運送 業	1 解雇の撤回・共 済費の納付等 2 文書の交付及び 掲示	6.11. 5 7.12. 1	関与和解	調査 3 審問 0	0	0	392	橋本 青山 倉垣		達成	-
4	7-1 (2号)	組合 (1)	民間 (143) 教育、学習支 援業	1 誠実団交の実施 2 文書の掲示	7. 1. 29	審査中	〔調査 3〕 〔審問 2〕	(1)	(1)	(337)	青木 師玉 南島		-	-

- (注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終結であり、目標期間達成の状況は令和7年12月31日までに終結した事件についてである。  
2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち( )内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和7年12月31日までの数字である。  
3 担当委員のうち( )内は、前担当者である

## 2 再審査事件

### (1) 概 要

中央労働委員会に係属した当委員会の命令に係る再審査事件は、前年からの繰越事件1件及び新規申立事件1件である。

このうち、1件が棄却により終結し、令和8年に1件が繰り越された。

### (2) 再審査事件係属状況一覧表

事 件 番 号	(再審査) 中央労働委員会			(初審) 京 都 労 委	
	申 立 人	申 立 て	審 査 状 況	申 立 て	終 結
(5不再31)	労働者	5.10.11	調査4回 (結 審)	3.3.23 (3不1)	5.9.28 (棄 却)
(7不再34)	使用者	7.6.25	調査2回	5.7.12 (5不2)	7.6.19 (一部救済)

### 3 行政訴訟事件

当委員会の命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件番号	京都労委		京都地裁		大阪高裁	
	申立て	終結	提起	審理状況	提起	審理状況
(2不2)	2.12.23	4.6.1 (一部救済)	4.6.28 (使) (4行ウ14)	7.7.24 棄却	7.8.7 (使) (7行コ77)	
			4.7.14 (労) (4行ウ17)		7.8.6 (労) (7行コ77)	

## 4 労働組合の資格審査

### (1) 概 要

#### ア 取扱状況

係属件数は、前年からの繰越しが3件、新規申請が6件の計9件、終結件数は8件で、次年への繰越しは1件となった。（表1）

表1 取扱状況

（単位：件）

年	係 属 件 数			終結件数	次 年 繰越し件数
	前年繰越し	新規申請	計		
3	5	3	8	3	5
4	5	7	12	11	1
5	1	4	5	2	3
6	3	7	10	7	3
7	3	6	9	8	1
計	17	27	44	31	13
平均	3.4	5.4	8.8	6.2	2.6

#### イ 新規申請状況

##### (7) 月別申請件数

新規申請を月別にみると、不当労働行為救済申立てに伴う申請が1月に1件、法人登記に係る申請が2月及び8月にそれぞれ1件、労働者委員推薦のための申請が11月に3件あった。（表2）

表2 月別申請状況

（単位：件）

年	月												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
3	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3
4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	-	-	7
5	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4
6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	1	-	7
7	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	6
計	1	2	1	2	-	1	1	1	2	11	4	1	27
平均	0.2	0.4	0.2	0.4	-	0.2	0.2	0.2	0.4	2.2	0.8	0.2	5.4

#### (イ) 事由別申請状況

新規申請を事由別にみると、1件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、3件が労働者委員推薦のためのもの、2件が法人登記に係るものであった。(表3)

表3 事由別申請件数

(単位：件)

年	区分	不当労働行為救済申立て	委員推薦	法人登記	労働者供給事業	計
3		2	1	-	-	3
4		-	6	1	-	7
5		3	-	-	1	4
6		2	5	-	-	7
7		1	3	2	-	6
	計	8	15	3	1	27
	平均	1.6	3.0	0.6	0.2	5.4

#### ウ 終結案件の状況

##### (7) 終結状況

終結状況をみると、8件のうち適格として認定されたものが6件、和解により申請事由が消滅し終了したものが2件であった。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	資格あり				資格なし	取下げ	終了	計	
		不	委	法	労					小計
3		1	1	-	-	2	-	-	1	3
4		3	6	1	-	10	-	-	1	11
5		1	-	-	1	2	-	-	-	2
6		1	5	-	-	6	-	-	1	7
7		1	3	2	-	6	-	-	2	8
	計	7	15	3	1	26	-	-	5	31
	平均	1.4	3.0	0.6	0.2	5.2	-	-	1.0	6.2

(注) 不……不当労働行為救済申立てに伴うもの  
委……労働者委員推薦のためのもの  
法……法人登記申請を目的としたもの  
労……労働者供給事業のためのもの

(イ) 終結案件の処理日数

前年と比べて総平均処理日数は増加した。これは、不当労働行為救済申立てに伴う申請の終結が3件あったこと及び前年は処理日数の少ない労働者委員推薦のための資格審査の申請が多かったことによる。(表5)

表5 終結案件の処理日数

(単位：日、件)

区分 年	不当労働行為救済申立てに伴う申請						左記以外の事由に係る申請						総平均 処 理 日 数
	平均 処理 日数	処理日数区分別件数					平均 処理 日数	処理日数区分別件数					
		14 日 以 下	15 日 ～ 30 日	31 日 ～ 90 日	91 日 ～ 180 日	181 日 以 上		7 日 以 下	8 日 ～ 14 日	15 日 ～ 30 日	31 日 ～ 60 日	61 日 以 上	
3	449.0	-	-	-	-	2	9.0	-	1	-	-	-	302.3
4	479.0	-	-	-	-	4	8.1	4	2	1	-	-	179.4
5	920.0	-	-	-	-	1	28.0	-	-	1	-	-	474.0
6	312.0	-	-	-	-	2	6.4	2	3	-	-	-	93.7
7	463.7	-	-	-	-	3	11.6	-	3	2	-	-	181.1
計		-	-	-	-	12		6	9	4	-	-	
平均	479.1	-	-	-	-	2.4	9.7	1.2	1.8	0.8	-	-	191.4

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

(2) 労働組合資格審査一覧表

審査番号	申請理由	申請年月日	決定年月日	終結年月日	終結区分	処理日数(日)
05102	不	5. 7. 12	7. 5. 30	7. 6. 19	認証	709
06101	不	6. 9. 3		7. 6. 19	終了	290
06102	不	6. 11. 5		7. 12. 1	終了	392
07101	不	7. 1. 29				
07201	法	7. 2. 25	7. 3. 7	7. 3. 11	認証	15
07202	法	7. 8. 4	7. 8. 22	7. 8. 22	認証	19
07203	委	7. 11. 14	7. 11. 21	7. 11. 21	認証	8
07204	委	7. 11. 14	7. 11. 21	7. 11. 21	認証	8
07205	委	7. 11. 14	7. 11. 21	7. 11. 21	認証	8

(注) 不…不当労働行為救済申立てに伴うもの 法…法人登記申請を目的としたもの  
委…労働者委員推薦のためのもの